

（訂正日：令和6年10月31日）

ページ	正	誤
20～21	東日本大震災等への対応 —令和6年度における主な取組— 財務省は「令和6年度財務省政策評価の事前分析表」において、東日本大震災等への対応として、主に以下の取組を反映させました。 1. 財政・経済運営 復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます【政策目標1－1（施策1-1-1）】。 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます【総合目標6（テーマ6-1）】。 2. 国有財産 被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います【政策目標3－3（施策3-3-3）】。 3. 政策金融等 （1）政策金融 <u>「経済財政運営と改革の基本方針2023」</u>等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、<u>日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。</u>令和6年能登半島地震については、日本政策金融公庫等による「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100％を保証する「セーフティネット保証4号」等を災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県の市町村に適用するなどの措置を講じており、被災企業の資金繰りを支援していきます。【政策目標7－1（施策7-1-1）】。	東日本大震災等への対応 —令和6年度における主な取組— 財務省は「令和6年度財務省政策評価の事前分析表」において、東日本大震災等への対応として、主に以下の取組を反映させました。 1. 財政・経済運営 復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます【政策目標1－1（施策1-1-1）】。 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます【総合目標6（テーマ6-1）】。 2. 国有財産 被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います【政策目標3－3（施策3-3-3）】。 3. 政策金融等 （1）政策金融 <u>「経済財政運営と改革の基本方針2023」</u>等も踏まえ、東日本大震災からの復興に貢献するよう、<u>日本政策金融公庫において、特別貸付や、避難指示・解除区域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ等を通じ、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。</u>【政策目標7－1（施策7-1-1）】。

	(2)地震再保険 被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています【政策目標8－1（施策8-1-1）】。 4. その他 (1)金融システム 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します【政策目標 4－2（施策4-2-2）】。 (2)たばこ事業 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます【政策目標11－1（施策11-1-1）】。 以 上	(2)地震再保険 被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています【政策目標8－1（施策8-1-1）】。 4. その他 (1)金融システム 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します【政策目標 4－2（施策4-2-2）】。 (2)たばこ事業 東日本大震災その他の大規模災害等によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて必要な措置を講じており、引き続きその適切な実施に努めます【政策目標11－1（施策11-1-1）】。 以 上
--	---	---